







揖斐ふれあい町村合併協議会の調整内容

協議事項	慣行の取扱い	関係項目	新町章
調整の方針	新町章については、新町において定めるものとする。		
6町村の現況			具体的な調整の内容
揖斐川町	谷汲村	春日村	
町章（昭和30年7月1日制定） 	村章（昭和52年7月27日制定） 	村章（昭和48年12月18日制定） 	
久瀬村	藤橋村	坂内村	
村章（昭和54年10月23日制定） 	村章（昭和52年12月10日制定） 	村章（昭和6年12月18日制定） 	

揖斐ふれあい町村合併協議会の調整内容

協議事項	慣行の取扱い	関係項目	新町民憲章
調整の方針	新町民憲章については、新町において定めるものとする。		
6町村の現況			具体的な調整の内容
揖斐川町	谷汲村	春日村	
<p>町民憲章（昭和60年4月1日）</p> <p>わたくしたちの町は、山と緑と、揖斐川の清き流れの自然に恵まれた歴史と伝統の町です。このふるさとを未来に続く住みよい豊かな町にするため、力を合わせます。</p> <p>1、心と体をきたえ、力いっぱい働きましょう。</p> <p>1、笑顔で助け合い、明るい家庭をつくりましょう。</p> <p>1、自ら学び、郷土の文化を高めましょう</p> <p>1、感謝の心を持ち社会のためつくりましょう。</p> <p>1、きまりを守り住みよい環境をつくりましょう。</p>	<p>村民憲章（昭和54年11月3日）</p> <p>谷汲村は豊かな自然と歴史ある文化遺産にまつまられた理想郷です。私たちは、ここに住むよろこびと誇りを持ち、さらに豊かな住みよい村づくりのためにこの憲章の輪を広めましょう。</p> <p>1、わたくしたちは、美しい自然を愛し、育て、守りましょう</p> <p>1、わたくしたちは、きまりを守り力を尽くして、平和をめざしましょう。</p> <p>1、わたくしたちは、仕事に励み、活気ある、豊かな村を育てましょう。</p> <p>1、わたくしたちは、力を合わせ文化の高い、楽しい村をつくりましょう。</p> <p>1、わたくしたちは、強い心と体を育て、明るい生活をきづきましょう。</p>	<p>村民憲章（昭和50年10月17日）</p> <p>わたくしたちは村民として この春日村に誇りと愛情をもち 協力しあって、明るく、豊かな住みよい村にするよう努めます。</p> <p>1、わたしたちは、郷土を愛し 自然を守り育てます。</p> <p>1、わたしたちは、きまりを守り 進んでみんなのためにつくします。</p> <p>1、わたしたちは、健康でしごとに励み 楽しい家庭を築きます。</p> <p>1、わたくしたちは、自ら学び、文化の向上に努めます。</p> <p>1、わたしたちは、青少年と共に明るく強く、くらしめます。</p>	
久瀬村	藤橋村	坂内村	
<p>村民憲章（昭和53年10月24日）</p> <p>わたくしたちは、美しい自然と先人の築いた歴史や伝統を守り限りない繁栄に向かって進むため、この憲章を定めます。</p> <p>1、わたくしたちは、めぐまれた自然を生かし 美しい村をつくります。</p> <p>1、わたくしたちは、助けあいきまりを守り 明るい村をつくります。</p> <p>1、わたくしたちは、すこやかで仕事にはげみ あたたかい村をつくります。</p> <p>1、わたくしたちは、はば広く進んで学び 文化の村をつくります。</p> <p>1、わたくしたちは、生産に創意を加え 豊かな村をつくります。</p>	<p>村民憲章（昭和57年11月6日）</p> <p>わたしたちは、緑豊かな郷土と祖先の築いた歴史の上に立って住みよい村をつくるため、定めます</p> <p>1、わたしたちは、自然を愛し美しい村をつくります</p> <p>1、わたしたちは、体をきたえ明るい村をつくります</p> <p>1、わたしたちは、仕事に励み活気のある村をつくります</p> <p>1、わたしたちは、教養を高め文化の村をつくります</p> <p>1、わたしたちは、力を合わせ豊かな村をつくります</p>	<p>村民憲章（昭和52年12月19日）</p> <p>わたくしたちは、坂内村民として郷土を愛し豊で住みよい村づくりに努めましょう。</p> <p>1、わたくしたちは、自然を愛し美しい村をつくりましょう。</p> <p>1、わたくしたちは、きまりを守り明るい村をつくりましょう。</p> <p>1、わたくしたちは、仕事にはげみ豊かな村をつくりましょう。</p> <p>1、わたくしたちは、互いに助けあいあたたかい村をつくりましょう。</p> <p>1、わたくしたちは、文化をたかめ健康で楽しい村をつくりましょう。</p>	

揖斐ふれあい町村合併協議会の調整内容

協議事項	慣行の取扱い	関係項目	新町の花・木・昆虫・鳥・魚
調整の方針	新町の花・木等については、新町において定めるものとする。		
6町村の現況			
区分	揖斐川町	谷汲村	春日村
花	さつき	桜	桜の花
木	きんもくせい	白梅	栃の木
昆虫		ギフチョウ	
鳥		ウグイス	山雀（やまがら）
魚		鮎	
区分	久瀬村	藤橋村	坂内村
花	しゃくなげ	藤	シャクナゲ
木	杉	樺	もみの木
昆虫			
鳥		仏法僧	
魚			
具体的な調整の内容			

揖斐ふれあい町村合併協議会の調整内容

協議事項		慣行の取扱い	関係項目	表彰制度
調整の方針		表彰制度については、新町において新たな制度を創設するものとする。		
6町村の現況				
区分	揖斐川町	谷汲村	春日村	具体的な調整の内容
名誉町民	<p>称号を贈る条件 公共の福祉の増進、学術、技芸の発展に寄与し、もって町民の生活及び文化に貢献し、その功績が卓絶で、町民の尊敬を受ける者又は本町に縁の深い者で、広く社会、文化及び産業の興隆に貢献し、その功績が顕著で、町民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬するものに対して贈るものとする。</p> <p>選定 町長が議会の同意を得て選定する。</p>	該当なし	<p>称号を贈る条件 公共の福祉の増進又は、学術、技芸の発展に寄与し、もって村民の生活及び文化に貢献し、その功績が卓絶で、村民の尊敬を受ける者又は、村に10年以上居住し、若しくは居住していた者で、広く社会文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で、村民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬するものに対して贈るものとする。</p> <p>選定 村長が村議会の同意を得て推挙する。</p>	
	<p>称号を贈る条件 公共の福祉の増進又は、学術、技芸の発展に寄与し、もって村民の生活及び文化に貢献し、その功績が卓絶で、村民の尊敬を受ける者又は村に10年以上居住し、若しくは居住していた者で、広く社会文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で村民が郷土の誇りとしてひとしく尊敬するものに対して贈ることができる。</p> <p>選定 村長が村議会の同意を得て選定する。</p>	<p>称号を贈る条件 長期にわたり村政を担当し地方自治発展に寄与したもの又は社会文化の興隆にその功績が卓絶し村民の尊敬を受ける者であること。</p> <p>選定 村長が村議会の同意を得て選定する。</p>	該当なし	

揖斐ふれあい町村合併協議会の調整内容

協議事項		慣行の取扱い		関係項目		表彰制度	
調整の方針							
		6町村の現況					
区分	揖斐川町	谷汲村	春日村	具体的な調整の内容			
功 績 表 彰	<p>表彰の対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治の振興発展に寄与したもの 2 社会福祉の増進、民生の安定に尽力したもの 3 教育、学芸、体育その他文化の振興に尽力したもの 4 産業の開発、振興に尽力したもの 5 保健衛生の改善、向上に努めたもの 6 公務に従事する職員、又は公益団体の役職員で多年職務に精励し他の模範であるもの <p>選定 区長の推薦者のうちから町長が選定する。団体その他の個人の場合、町長のみで決定することができる。</p>	<p>表彰の対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治の振興発展に寄与したもの 2 納税成績の向上を図り、その実績を挙げたもの 3 社会福祉の増進、民生の安定に尽力したもの 4 教育、学芸、体育その他文化の振興に尽力したもの 5 産業の開発振興に尽力したもの 6 保健衛生の改善向上に努めたもの 7 公務に従事する職員、又は公益団体の役職員で多年職務に精励し他の模範であるもの 8 特に表彰すること又は感謝状を贈呈することを適当と認められたもの <p>選定 被表彰者の決定に関し村長の諮問に応ずる審査委員会を組織する。審査委員会の委員は 20 名以内とし、委員長は助役を以て充て、副委員長は、委員の中から委員長が選任する。委員は、議会議員、学識経験者及び村の職員の中から村長が委嘱する。</p>	<p>表彰の対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治の振興発展に寄与したもの 2 納税成績の向上を図り、その実績を挙げたもの 3 社会福祉の増進、民生の安定に尽力したもの 4 教育、学芸、体育その他文化の振興に尽力したもの 5 産業の開発振興に尽力したもの 6 保健衛生の改善向上に努めたもの 7 公務に従事する職員、又は公益団体の役職員で多年職務に精励し他の模範であるもの 8 特に表彰すること又は感謝状を贈呈することを適当と認められたもの <p>選定 被表彰者の決定に関し村長の諮問に応ずる審査委員会を組織する。審査委員会の委員は 6 名以内とし、委員長は助役又は参事を以て充て、副委員長は、委員の中から委員長が選任する。委員は、議会議員、学識経験者及び村の職員の中から村長が委嘱する。</p>				
		久瀬村	藤橋村				
	<p>表彰の対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治の振興発展に寄与したもの 2 納税成績の向上を図り、その実績を挙げたもの 3 社会福祉の増進、民生の安定に尽力したもの 4 教育、学芸、体育その他文化の振興に尽力したもの 5 産業の開発振興に尽力したもの 6 保健衛生の改善向上に努めたもの 7 公務に従事する職員、又は公益団体の役職員で多年職務に精励し他の模範であるもの 8 多年に亘り慈善活動に努めたもの 9 特に表彰すること又は感謝状を贈呈することを適当と認められたもの <p>選定 選考委員会の審査に附す。選考委員会の委員は 7 名とし、委員長は助役をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が選任する。委員は、議会議員、村の職員の中から村長が委嘱する。</p>	<p>表彰の対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治の振興発展に寄与したもの 2 納税成績の向上を図り、その実績を挙げたもの 3 社会福祉の増進、民生の安定に尽力したもの 4 教育、学芸、体育その他文化の振興に尽力したもの 5 産業の開発振興に尽力したもの 6 保健衛生の改善向上に努めたもの 7 公務に従事する職員、又は公益団体の役職員で多年職務に精励し他の模範であるもの 8 特に表彰すること又は感謝状を贈呈することを適当と認められたもの <p>選定 被表彰者の決定に関し村長の諮問に応ずる審査委員会を組織する。審査委員会の委員は 7 名以内とし、委員長は参事を以て充て、副委員長は、委員の中から委員長が選任する。委員は、議会議員、学識経験者及び村の職員の中から村長が委嘱する。</p>	<p>表彰の対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治の振興発展に寄与したもの 2 納税成績の向上を図り、その実績を挙げたもの 3 社会福祉の増進、民生の安定に尽力したもの 4 教育、学芸、体育その他文化の振興に尽力したもの 5 産業の開発振興に尽力したもの 6 保健衛生の改善向上に努めたもの 7 公務に従事する職員、又は公益団体の役職員で多年職務に精励し他の模範であるもの 8 特に表彰すること又は感謝状を贈呈することを適当と認められたもの <p>選定 被表彰者の決定に関し村長の諮問に応ずる審査委員会を組織する。審査委員会の委員は 10 名以内とし、委員長は助役又は参事を以て充て、副委員長は、委員の中から委員長が選任する。委員は、議会議員、学識経験者及び村の職員の中から村長が委嘱する。</p>				